

おいしい紅茶のまちアンバサダー事業委託仕様書

この仕様書は、おいしい紅茶のまちアンバサダー事業を委託するに当たり、必要な事項を定め、事業の適正な運営を図るためのものである。

1 業務名

おいしい紅茶のまちアンバサダー事業委託

2 業務目的

「おいしい紅茶のまち尾張旭」のPRに協力していただける企業や団体を、「おいしい紅茶のまちアンバサダー」(以下「紅茶アンバサダー」という。)として認定する。紅茶アンバサダーには、自社等への来客等に対して、おいしい紅茶のまちの紹介や紅茶の提供をしていただくことで、「おいしい紅茶のまち尾張旭」の更なる定着や新たな層への認知拡大を図るものである。

【紅茶アンバサダーの概要】

(1) 紅茶アンバサダー対象事業者

尾張旭市内の事業者及び各種団体等（ディーラー、美容院、不動産会社、金融機関、大学等、業種問わず来客対応時や商談時等に呈茶をする店を想定）

(2) 紅茶アンバサダー募集数

5～10者程度

(3) 紅茶アンバサダー認定期間

認定された翌年度末まで（1年+ α ）

(4) 紅茶アンバサダー認定条件

- ア おいしい紅茶のまちの取組や紅茶の入れ方の講習を受けていただけること。
- イ 自主的に「おいしい紅茶のまち尾張旭」のPRをしていただけること。

(5) 取組内容

来客への紅茶の提供、おいしい紅茶のまちの取組の紹介、リーフレットの配布、紅茶フェスティバル等のイベントへの協力 等

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

(1) 紅茶アンバサダー事業者の募集及び認定

ア 受託者は、紅茶アンバサダー事業者（10者程度を想定）の募集を令和6年8月頃までに行い、その後も随時受け付けること。

イ 募集方法は市ホームページ、広報おわりあさひ、尾張旭市商工会だより等を想定し、それ以外に受託者が独自で募集することも可とする。

ウ 受託者は、紅茶アンバサダー事業者に対して講習会を開催すること。

なお、講習会では下記を必須事項とし、それ以外の内容を加えることも可とする。

- ・ おいしい紅茶の入れ方

・ おいしい紅茶のまちの取組の歴史

エ 講習会の開催に当たっては、市だけでなく、「おいしい紅茶のまち尾張旭」のPRに取り組んでいる、(一社)尾張旭市観光協会と連携して行うこと。

オ 講習会の開催方法は、原則、紅茶アンバサダー事業者を集めて実施すること。

カ 紅茶アンバサダーの認定は、市で実施する。

(2) PRツール等の制作

ア 受託者は、紅茶アンバサダーが使用するPRツールとして、おいしい紅茶のまちのリーフレット、ポップ等を制作すること。

イ おいしい紅茶のまちのリーフレットは、おいしい紅茶のまちのPR効果が高い内容、デザインとし、1,000部程度印刷、納品すること。

ウ 受託者は、紅茶アンバサダー事業者と内容を相談の上、1事業者あたり、約200杯分のオリジナルブレンドティーを作製し、提供すること。

エ PRツール制作に必要な写真の撮影、取材、インタビュー等は原則として、受託者が企画の上、必ず市の意向に沿ったものを受託者主導で行うこととし、店舗との取材日程の調整も受託者が直接行うこと。

オ 市が保有する写真が必要な場合等は、市も適宜協力を行うものとする。

カ 撮影した写真の著作権は市に帰属するものとし、受託者は、データをCD等に記録した上で、市に納品するものとする。

キ 受託者は、各種PRツールの原案を制作の上、本市に提出し、必要な都度、校正を行った上で、印刷するものとする。

(3) 紅茶アンバサダー就任式の開催

ア 受託者は、紅茶フェスティバルの前(令和6年10月下旬~11月上旬)に紅茶アンバサダーの周知とPRを兼ねて就任式を実施すること。

イ 会場を公共施設とする場合は、市で予約を行うこととする。

(4) 紅茶フェスティバルでのイベント実施

ア 受託者は、紅茶アンバサダー事業者と協力して、おいしい紅茶のまちをPRするミニイベントを、紅茶フェスティバルで実施すること。

イ 受託者は、イベント内容を事前に紅茶フェスティバルの主催者である(一社)尾張旭市観光協会と調整を図ること。

ウ イベント内容は、各紅茶アンバサダーの取組内容等を紹介し、紅茶アンバサダーの取組及び事業者のPRに繋がるものとする。

5 成果品

成果品は、下記のとおりとし、詳細については協議の上、決定することとする。なお、本業務で得られた成果品の所有権、著作権、利用権等全ての権利は本市に帰属するものとし、受託者は、本市の承諾なく成果品及びその過程のデータを他人に閲覧され、複写させ、又は譲渡してはならない。

(1) 事業報告書 1式

(2) 打合せ協議簿 1式

(3) 各種PRツール

(4) (1)~(3)のデータ

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報は除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の範囲において、受託者と関係事業者との間で発生したトラブル等については速やかに対応し、本市にその結果を報告すること。ただし、緊急対応が必要となる場合については、本市と対応方法等を協議すること。
- (4) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を再委託又は請け負わせることができる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議を行い、決定するものとする。